株式会社システムサーバー 株式会社アイ・ティ・ワークス

## マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

平成 28 年 1 月からの社会保障や税の分野における個人番号(以下、マイナンバー)の利用開始に伴い、会社として、皆さまやご家族(扶養家族)のマイナンバーを届け出てもらう必要があります。主旨をご理解いただき、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

## 1. 利用事務

- 健康保険・厚生年金関連事務
- 雇用保険関連事務
- 民年金第3号被保険者関連事務
- · 労働者災害補償保険法関連事務
- 給与所得・退職所得の源泉徴収関連事務
- 報酬・料金等の支払調書作成事務

## 2. 届け出方法

「本人・扶養家族個人番号届出書」にご本人および扶養家族の個人番号等を記載いただき、総務部へご提出ください。ご提出の際に総務部が番号および身元の確認を行いますので、必ず下表の「確認書類<u>(番号確認書類 + 身元確認書類)</u>」をご持参ください。確認書類を有していない場合は、事前に総務部へご相談ください。

番号確認書類 (原本)	身元確認書類 (原本)
下記の <u>いずれか1つの</u> 番号確認書類	下記の <u>いずれか1つの</u> 身元確認書類
○個人番号カード	○個人番号カード
○通知カード	○運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体
○個人番号が記載された住民票の写し・住民	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療
票記載事項証明書	育手帳、在留カード、特別永住者証明書
	上記の身元確認書類を有していない場合は、
	以下の <u>いずれか2つの</u> 身元確認書類
	○健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養
	手当証書、特別児童扶養手当証書

以上